

佐野市デジタル地域通貨導入業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

佐野市デジタル地域通貨導入業務を実施するにあたり、その受託者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めます。

デジタル地域通貨を全庁的かつ全市的に活用し、佐野市内での消費促進を図るためには、受託者の実績や提案も重要な要素となることから、公募型プロポーザル方式で受託者を特定します。

2 業務概要

(1) 業務名称

佐野市デジタル地域通貨導入業務委託

(2) 業務場所

栃木県佐野市

(3) 業務目的と内容

別紙「佐野市デジタル地域通貨導入業務委託業務内容説明書」のとおり

(4) 提案上限額

総額 29,485,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、企画提案書の提出日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている者としします。

なお、共同企業体の参加を認めますが、協力会社として複数の共同企業体に参加することはできないものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 佐野市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと。

4 スケジュール

内 容	期 日 等 (予定)
公告・参加表明書受付開始	令和7年4月15日(火)
質問受付期限	令和7年4月22日(火) 16時まで
質問への回答	令和7年4月24日(木)
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和7年5月9日(金) 17時必着
提案資格確認結果及び一次審査結果通知	令和7年5月16日(金)
二次審査(プレゼンテーション) 審査	令和7年5月23日(金)
二次審査結果通知(優先交渉権者特定)	令和7年5月27日(火)
契約	令和7年5月28日(水)以降

5 質問及び回答の方法

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は以下のとおりとします。

(1) 提出期間

令和7年4月15日(火) から令和7年4月22日(火) 16時まで

(2) 提出方法

- ① 質問書(別記様式第7号)を電子メールにより送付すること。
- ② 件名は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。
- ③ 質問書を受信した旨、メールで返信するので、返信がない場合は電話で確認すること。

(3) 提出先

12に記載の事務局

(4) 回答方法

質問者全員に対して、令和7年4月24日(木)にすべての回答を電子メールで送信します。

また佐野市ホームページへ質問及び回答を令和7年4月24日(木)に掲載します。

6 参加表明書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(別記様式第1号)
- ② 誓約書(別記様式第2号)
- ③ 会社概要書(別記様式第3号)
- ④ 業務実績書(別記様式第4号)
- ⑤ 法人登記事項証明書の写し

令和7年4月1日以降に佐野市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、写しの提出を免除します。

⑥ 財務諸表

直近決算 2 か年度分について、貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

⑦ 共同企業体結成届出書（別記様式第 5 号）

共同企業体として参加する場合のみ提出してください。なお、共同企業体の構成員は、「③ 会社概要書」「④ 業務実績書」「⑤ 法人登記事項証明書の写し（該当する場合のみ）」「⑥ 財務諸表」をそれぞれ提出してください。

⑧ 企画提案書（任意様式）

- ・業務内容説明書及び別表「審査/評価項目」に沿って、具体的な提案を行ってください。
- ・提案趣旨、基本機能、特徴等を簡潔に記述してください。
- ・地域通貨の利用者、佐野市内事業者（店舗等）、佐野市、決済事業者、本業務の受託者の間の金銭の流れや手数料の発生等を説明してください。

⑨ 見積書（任意様式）

- ・人件費、事業費等の内訳が分かる積算を記載してください。
- ・初期導入費、運用費の積算を記載してください。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額としてください。
- ・クレジットカード及び Bank Pay によるチャージの決済手数料、収納代行手数料の算出方法を記載してください（金額は不要）。
- ・登録店への精算、口座振込手数料の算出方法を記載してください（金額は不要）。

⑩ セキュリティ要件一覧（別記様式第 6 号）

各項目の対応の可否について記入してください。

（2）作成方法

提出書類は A 4 版（縦・横いずれも可）とします。

図表等は A 3 版（縦・横いずれも可）も可とします。

（3）提出部数

正本 1 部、副本 1 0 部、電子媒体（PDF 形式） 1 セット

（4）提出方法

持参又は郵送

（5）提出先

1 2 に記載の事務局

（6）提出期間

① 令和 7 年 4 月 2 5 日（金）から令和 7 年 5 月 9 日（金）1 7 時まで（必着）

② 持参の場合は、平日（土日・祝日を除く。） 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

（7）書類提出の留意事項

① 理由を問わず、企画提案書等の提出期限の延長は行いません。

② 提出された企画提案書等は、提出期間内であっても、再提出又は差し替えは認めません。

7 企画提案書等に関するプレゼンテーション審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして、二段階審査方式で実施します。

(1) 一次審査（書面審査）

- ① 一次審査は、企画提案書、見積金額、デジタル地域通貨の機能要件について書面審査し、評価点の上位3者を一次審査通過者とします。
- ② 提案資格確認結果及び一次審査結果は、5月16日（金）に文書及び電子メールで送付します。
- ③ 提案資格が認められなかった者、又は一次審査を通過しなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、12に記載の事務局へ、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- ④ ③の回答は、説明を求められた日（受理日）から起算して10日（休日を含まない。）以内に、文書により行います。
- ⑤ 一次審査における審査基準及び審査結果は公開しません。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

「佐野市デジタル地域通貨導入業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「委員会」という。）において、一次審査通過者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施して評価を行います。

① 実施日

- ・令和7年5月23日（金）13時～17時
- ・プレゼンテーション審査の詳細は、一次審査結果とともに文書で通知します。

② 発表者

- ・発表者は最大4名までとします。

③ 実施方法

- ・1参加者につき60分間（プレゼンテーション30分以内・質疑応答30分以内）とします。
- ・発表をする参加者以外の事業者には非公開とします。
- ・説明は企画提案書に基づいて行うものとします。
- ・審査当日の資料の追加は認めません。
- ・システムのサンプル等を用いてデモンストレーションを行う場合も、企画提案書の内容に沿って実施するものとします。

④ 審査結果

- ・二次審査結果は、令和7年5月27日（火）に文書及び電子メールで審査結果を送付します。
- ・二次審査結果は、佐野市ホームページへ掲載します。
- ・委員会は非公開とし、審査の経緯は公表しません。

⑤ 審査結果の説明

- ・特定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、12に記載の事務局へ、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- ・回答は、説明を求められた日（受理日）から起算して10日（休日を含まない。）以内に、文書により行います。

8 企画提案書等の評価及び審査の方針

(1) 委員会

委員会は、別表「審査/評価項目」に基づき、企画提案書等及びヒアリング内容の審査及び評価を行い、最低基準点を満たし、かつ、評価点の最も高い者を優先交渉権者として特定します。

(2) 基準点

別表「審査/評価項目」における各項目の6割を最低基準点とし、これを満たさない場合は特定しない（7 費用は除く）ものとします。

(3) 採点方法

各者の合計評価点は、各評価委員の点数を「審査/評価項目」における項目ごとに合算して平均した点数（小数点第二位を四捨五入）を合計したものとします。

(4) 優先交渉権者の特定

- ① 審査及び評価の結果、合計評価点が最低基準点を満たしている場合に限り、合計評価点が最も高い者を優先交渉権者としてします。
- ③ 合計評価点が最も高い者が2者以上となった場合、別表「審査/評価項目」における「2 実施体制及び遂行能力」と「5 企画・提案」の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者としてします。
- ③ 参加者が1者の場合も、本プロポーザルは成立するものとします。

9 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、委員会で審査の上、当該参加者が行った提案を無効とします。

- (1) 各提出書類が、この要領に示した提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 各提出書類が、この要領に示した提出方法を守らなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容の記載があった場合
- (4) 3に記載した「参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (5) 見積金額が委託限度額を超えた場合
- (6) この要領の定め反した場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 契約の締結

(1) 交渉権者

佐野市は、委員会が特定した者を、本業務の随意契約の優先交渉権者、審査結果が次点順位の者を次点交渉権者としてします。

(2) 協議内容

佐野市と優先交渉権者は、契約内容と仕様等の詳細について協議を行い、業務内容説明書にない発注をする場合、協議により特定するものとします。佐野市は協議結果を踏まえて仕様を確定し、予定価格を定め、優先交渉権者から改めて見積りを徴収します。

(3) 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行います。

(4) 契約内容

本業務の契約は、委託契約書及び業務委託契約約款によるものとします。

11 留意事項

(1) 本プロポーザルに関する一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類の作成のために佐野市から受領した資料等は、佐野市の承諾なく公表し、又は使用してはいけません。

(3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しません。

(4) 提出された書類は、返却しません。

(5) 提出された書類は、佐野市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく行政文書公開請求の対象となります。ただし、業務提案の部分については、実際に業務が公になるまでは同条例第6条第3号により行政文書公開請求の公開対象外となります。

(6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び業務内容説明書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(7) 交渉権者が、契約締結前に、3に記載した「参加資格要件」の要件を満たさなくなったときは、その時点で失格とします。

12 事務局

佐野市 産業文化スポーツ部 産業政策課 産業政策係

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地（佐野市役所3階）

電話 0283-20-3040（直通）

E-mail sangyouseisaku@city.sano.lg.jp

(別表) 審査/評価項目

番号	審査項目	評価項目	配点
1	取組方針	・業務目的が理解されているか ・佐野市の意向に沿って提案されているか ・本業務に責任をもって取り組む姿勢がみられるか	15 点
2	実施体制及び遂行能力	・佐野市に対する支援体制・方法は、具体的で現実的か ・スケジュールは具体的で現実的か ・地方公共団体での類似業務の導入及び運用実績がどれくらいあるか（過去 3 年間）	20 点
3	システム機能	・システム機能は、本業務を実施可能か ・佐野市（管理者）の使用性は優れているか ・利用者の使用性は優れているか ・登録店の使用性は優れているか ・登録店の事務的・経済的負担が発生しないか ・登録店への支払い（精算）の流れ	15 点
4	デジタル弱者への対応	・スマートフォンを所有していない利用者、及び登録店への対応は具体的かつ現実的か ・スマートフォンの操作に不慣れな利用者、及び登録店への対応は具体的かつ現実的か	10 点
5	企画・提案	・登録店（全体）の売上向上 ・登録店の内、小規模店舗（佐野市内に本店が所在）の売上向上 ・佐野市内における消費促進 ・市民サービスの向上 ・市民との協働の促進 ・佐野市の管理・運用の合理化、効率化 ・佐野市のデータ利活用 ・佐野市の全庁的な利活用	20 点
6	セキュリティ対策	・セキュリティ対策等の具体的かつ現実的な方法が提案されているか ※セキュリティ要件一覧（別記様式第 6 号）をもとに審査及び評価を行う	10 点

7	費用	・ 企画提案内容と見積額は妥当か ※見積書をもとに審査及び評価を行う	10 点
合計評価点の満点			100 点